

## 第66号議案

愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 7 年12月 3 日提出

愛南町長 中村 維伯

### 提案理由

指定管理者制度を規定し、住民サービスの向上、福祉の増進を図るため。

## 愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例の一部を改正する条例

愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例(令和 7 年愛南町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第 8 条を第12条とし、第 7 条の次に次の 4 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 8 条 b & g あいなんの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって町が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により b & g あいなんの管理を指定管理者が行う場合において、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、第 4 条及び第 5 条の規定にかかわらず、あらかじめ町長の承認を得て b & g あいなんの開館時間又は休館日を変更することができる。

(指定管理者が行う業務)

第 9 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、b & g あいなんの運営に関する事務のうち、町長のみの権限に属する事務を除く業務

(原状回復義務)

第 10 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の 2 第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 11 条 指定管理者は、故意又は過失により施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条～第7条 略  <u>(新設)</u>	第1条～第7条 略  <u>(指定管理者による管理)</u>  <u>第8条 b &amp; g あいなんの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</u>  <u>2 前項の規定により b &amp; g あいなんの管理を指定管理者が行う場合において、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、第4条及び第5条の規定にかかわらず、あらかじめ町長の承認を得て b &amp; g あいなんの開館時間又は休館日を変更することができる。</u>  <u>(指定管理者が行う業務)</u>  <u>第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u>  <u>(1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務</u>  <u>(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務</u>  <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、b &amp; g あいなんの運営に関する事務のうち、町長のみの権限に属する事務を除く業務</u>  <u>(原状回復義務)</u>  <u>第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。</u>  <u>(損害賠償義務)</u>  <u>第11条 指定管理者は、故意又は過失により</u>
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	

施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 略

(委任)

第12条 略